

資料

朝日訴訟の争点一（I）一

小倉裏二

I 発端

「それは、ほとんど人々の知らないあいだに始まっています。厚生大臣を被告とする行政訴訟、この無謀にも見える前例のない企ては、はじめは、まったく個人的な怒りから出発したのだつた」（小林昭・一点の火花から・国立岡山療養所・朝日訴訟対策委員会・一九六一年十二月・一頁）この“一点の火花”という表現を朝日訴訟をとらえるときには、決して、軽くみすごしてはならないと思う。昭和三十一年八月六日に岡山県知事宛不服申立添付診断書によると、朝日氏の身体状況がどのような状態であったかがはっきりする。病名は肺結核であり、昭和十七年四月十四日入所、昭和三十年九月十三日、喀血以来、現在迄血痰持続し、小喀血をも断続し、両側有空洞性混合性結核にて、安静度一度にして栄養体格不良と診断されている。「戦後療養所の民主化運動のなかで思想的に成長し、日本患者同盟の中央委員、岡山療養所の患者自治会の委員長として活動」（小林・三頁）した経歴をもつていたとはいへ、外部からの眼としては、氣力・体力とともに、

この困難な訴訟を維持し闘いぬく状態にあったとは考えられない。「朝日さんは低肺機能者である。両肺併せて一・〇〇〇CCしかない。ふつうの人の三分の一以下である。……左肺は全く機能をなくしに荒れはてた肺である。医学用語では、荒蕪肺とか破壊肺とか言われている。肺の組織といっしょに、肺の中を流れる血管壁も破れ血液が流れる。一年中たえ間なくでの血痰はそこからであるのであろう」（児島美都子・判決をひかえて・朝日訴訟中央対策委員会・一九六二年三月・一頁）医療ケースワーカーとして、朝日訴訟に終始、協力し、第一審では朝日側の証人としても出廷した児島美都子氏の記述もこのことが証明されている。児島氏によれば、このような病苦にもかかわらず、朝日氏は、暗さやみじめさもなく、ひたすらに未来を信じ、自らの役割を信じ、周囲を信じて闘っていると批評している。国民の生活保障の基本的権利に決定的な影響をもつこの訴訟のスタートした“条件”をはっきりとみつめるために、これらの記録は意味をもってくる。この“一点の火花”をえたものそこには、朝日氏の行為―主体性の重さがある。「政治的無関心の一〇年間に一際めだったのは、人々が年一年と、公共の害悪にたいするのに私的な解決を求めてきている事実である。……そして、人々は自分の悩みを自分でだけの個人的な事情と感じるようになる。……私的な関心が、公共的関心に結びつくことがあったとしても、人々は一憂慮する政治的無関心につつみこまれて―自分たちにはささやかな変革さえをも生みだすだけの力はないと諦めるようになる」

(E・P・トムソン・新しい左翼・福田外訳・岩波・一九六三年・九頁)、英國の福祉國家状況における無関心(Apathy)をとらえたこの提言も朝日訴訟にとっても深くかかわるものを持つ。個人の無力感の表現、「成熟しすぎた社会の帯びる重大な特色」、僕少なエゴイズムから、消費ブームにのった新しいファミリズムに至るまで、この一般的傾向は私たちの周辺にみなぎっている。E・P・トムソンは「公衆としての行動から期待できる結果は、費した努力にくらべればいつだってお粗末なものでしかない。制度そのものがあまりにも深く現状維持にかかりあうようになってしまったために、反対者のエネルギーはいつのまにか分散されてしまい、とても権力の中枢にまでは届かないと思いつまれている」ともい(新しい左翼・一〇頁)。この考え方からいふと、朝日氏は、個人として、そのように考えなかつた。現段階では、朝日訴訟は、大きな組織のなかで守られている。朝日氏も、「組織があればこそできたんだ。組織がなくて何ができるか」と口ぐせのように言つており、第二審の判決にむかっては、五百万人署名、全国活動者会議、岡山—東京間行進などと、さまざまな支援の組織化がめざしく展開している。長宏氏(朝日訴訟中央対策委員会事務局長)は「思えば運動も大きく前進した。訴訟のはじまった頃、(昭和三十二年八月)誰が今日の状態を想像しえただろう」という。新井章氏(弁護士、朝日側代理人)も、「朝日訴訟は、権利がそのために闘うことによってのみからとれることも教えた」というみだして朝日氏が「人間らしい生活」の保障を要

求して、闘いをはじめたのは、昭三十一年七月、朝日氏は、福祉事務所でけられ、岡山県知事にけられ、さらに厚生大臣からも異議申立を却下されたけれども、これを最後の手段である訴訟にもちこんだ。「その際にも相談をかけた一、二の弁護士からは勝ち目がないと二の足をふまれ、患者自治会や日患同盟自身も同じ理由から提訴には消極的であつたりしました。が朝日さんはこれらの人達を熱心に説き文字通り空手空拳のまま法廷闘争を開始したのです」という。(新田章・権利闘争としての朝日訴訟・賃金と社会保障・所収二八八号・一九六三年八月・一六頁)、生活保護法(昭和二十五年五月四日・法律第一四四号)の保護基準を基礎とする当時の六〇〇円の長期入院患者の日用品費は、とうてい健康で文化的な生活どころか、生きることさえ保障されない内容である。——このことへの切実な怒りが朝日氏を訴訟へと決意させたのである。E・P・トムソンは「孤立した個人は、他の個人との團結なしには、いつの時代にも、自分の社会環境を変革するような力はない」と感じ続けてきたものだ……だが最近では、これらの通路を利用して自分の問題をかたづける努力をやり甲斐があることと思ふ人々が、ますます増えてきている。ここで重要なのは『やり甲斐』という発想である」という(新しい左翼・一〇頁)、「やり甲斐」というニュアンスではないが、朝日氏の主体的な透徹した事態の把握と、なににも増して、『虚偽』と『修飾』にみちた、生活保護法の運用に対する怒りが組織への通路を切り拓いた

朝日訴訟の「個性」と「重さ」はこの決断の主体性をとくに評価することなしには把握する」とはできないと考える。

II 不服申立について

朝日訴訟は、生活保護法、第九章、不服申立、第六十九条（訴の提起）によって行われた。条文は、「この法律に基く行政の決定又は裁決に不服のある者は、その処分に関し行政の行った事実の認定及び法律の適用につき行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、裁判所に訴を提起することができる」となっている。朝日氏の主張の基礎となつてゐる不服申立は健康で文化的な最低生活を維持することが「権利である以上、その権利の保障は生活保護法のなかで、積極的ななかで表現されなければならない。この「権利」とは『自己の生活分野において法的効果を具現し、保全しその侵害を排除するため、何らかの具体的な請求権が法律によって賦与され、保障されていること』をその要件とすると解されている（小山進次郎編「社会保障法」Ⅱ・一〇八頁）公的扶助にとって、生存権、保護請求権の根柢となる憲法二五条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、憲法それ自体の規定においては実定法上の請求権としての具体的意義をもつものではないという見解をとるとしているが、生活保護法の第九章（六四条—六九条）の不服申立制度によつて保障されることによつて、眞実の意義において「権利」として充実されるとみてよい」（小倉・「公的扶助」・六三一一六四頁）

小川政亮氏によれば「社会保障の権利定着化の問題」として、何らかの社会保障的給付を受けることが要保障者の権利として、したがつて、給付が給付主体の義務として行なわれるものであることが明らかになつていなければならぬ。……公的扶助ないし社会事業立法（社会福祉立法ともいわれている）の領域では、拠出を前提とする社会保険とことなり、無拠出の一般財源——といつても実は、人民は直接、間接に税負担しているのだが——によることを理由に、戦前においては権利性は明確ではなかつた。戦後の旧生活保護法でも行政当局の見解では、保護請求権は否定され、現行生活保護法に至つて、ようやく明文で解決された。（第二条）すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護も、無差別平等に受けることができる）さらに、これららの給付請求権は、その自己貫徹のために、それが違法または、不当な保険者ないし行政機関の処分や行為によって侵害され、もしくは不満を与えられた場合に、その救済を求めて異議を申立て、審査を請求し、最終的には訴訟を提起して裁判による解決を求めることができなければならない。すなわち、社会保障における給付請求権は、争訟権ないし訴訟としての権利でもあることを要するという看點である。（小川政亮・社会保障の権利定着化の問題・日本法学会会編・憲法意識の定着・一九六三年四月所収・七三一七四頁参照）さらに、さきに引用した新井章氏は、朝日氏の不服申立の権利行使について、「権利」はただ、それが法律の上に謳われているだけでは、まだ本当の権利としてあるとは言えませ

ん、それは紙の上の「権利」にしか過ぎません。……朝日さんの闘いは、どんなに貧しい者でも、どれほど健康を失した者であろうとも、権利へ正しい確信と闘い抜くだけの根性とがあれば、強大な権力を相手に闘うことができ、また闘いに勝利することができる」と教えていました」と述べ、朝日訴訟を法律家の立場からとらえて、「朝日さんの訴えが個人的具体的な要求内容でありながら、同時にそれがただちに国の社会保障の水準、あるいは生活保護の水準そのものにたいする不服であり、挑戦であるという点にも大きな問題があり……生活保護政策の基本的な重要な態度決定である保護水準の定めを、そのまま訴訟上の問題とできるか。

司法裁判所の判断に求めることができると問題があつた。

……朝日さんが生存権の問題をあえて法廷に提起したため、今日の生活保護、ひいては社会保障の問題の本質に鋭いメスを加えることができ、……国会審議や団体交渉の場では、いつも政府はのらりくらりとあいまいな答弁で逃げ廻つてきましたが、さすがに法廷ともなるとあいまいな答弁ではすまなくなります。そこで政府、厚生省はいや応なしにその思想の本質を吐かざるを得ませんし、もじこまかしが発見されれば苛しくなく追及されることになるのです……権利闘争の主たる場合は、もちろん法廷外にあります、その重要な一環としての法廷闘争の独自な意義を、われわれはそこに見出すことができますし、この点でも朝日訴訟は、そのもともと良き実証となりえたといふことができます」と具体的な法廷闘争としての位置づけをあきらかにしている。(賃金と社

会保障・No.187号・一四頁・朝日訴訟勝利のために・中央社
報朝日中央対策委・一七頁参照)

さらに歴史的な視点を導入すれば、わが国の公的扶助史が、徹底した要救済人民の権利抑圧と公的救助義務責任の回避によって位置づける可能となるであろう。明治以来の国家権力が極貧一無告の無産人民の生存権への志向を剝奪しつづけてきた、暗黒、陰惨な生活史のそれぞれの局面に連結してみれば、さらに朝日訴訟における不服申立の鮮烈な意義がうかびあがることになるであろう。

註 不服申立の争訟は非常にすくない。行政段階でも非常にすくなく、多くは、実施機関としての都道府県知事段階にとどまる。一九五一年より一九六一年に至る間に、都道府県知事に対する不服申立は一一六八件のみである。(内却下一〇四〇件)さらに不服申立に対する知事の決定を不服として厚生大臣に対し申立を行つたものは、一九五〇年度より一九六年において、わずかに九一件(内却下七四件、差戻し一〇件、その他七件)である。(厚生省社会局保護課資料)毎年、保護申請の一割位にあたる三万件前後が申請を却下され、また毎月五万人前後が保護を廢止されていることからみれば、この不服申立はあまりにも少數であるといえる。英國の例では不服申立は、一九五八年度だけで、一四、一三七件、一九

五九年度一〇、四五件、一九六〇年度七、三二一件（被保護者数一八五万七千人）である。（N. A. B. Report）。小川政亮氏によれば、被保護者が不服申立のできることを知らなかつたためというより、保護のやり方—給付内容を含めて、不満な者は非常に多いのだが、保護の実施機関が収支認定の内訳といった保護決定理由の具体的な説明をしないため争点を明確にして争うことがむつかしいという場合が多い他、不満な点がはつきりしても、それでも不服申立にあえてふみきることを躊躇させるような阻害的要因が、保護基準が低く、収入認定要領がきびしい行政であるだけに余りにも多いということにもよる……制度面での生存権定着すなわち実体的給付内容が貧弱であるために、生存権貫徹のための争訟権の行使も困難にさせられるという矛盾である」と指摘している。（小川政亮・社会保障の権利定着化の問題）

III 爭点について

生活保護法へ第四条（保護の補足性）2項—民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとするべく、この親族扶養優先によって、津山の社会福祉事務所は、三五年間音信不通の兄を発見して、朝日氏に一五〇〇円の送金を命令した。その間の事情を朝日氏は「生保患者には六〇〇円しか金を使うことは認められていない。だから兄が苦しい生活の中か

ら送ってきた一、五〇〇円も私の手もとには六〇〇円を残し、毎月九〇〇円は国がとりあげるというのだ。一年余りの嗜血、血痰がつづき、病状は悪化の一途をたどっている。食欲などほとんどない。療養所から出される画一的な食事はノドを通らない。どうしても生きるのだ！という意志と食欲とは逆比例するような状態、そのためにこの一、五〇〇円が使えたら、せめて一、〇〇〇円でも使えたと思うのが無理だらうか」といつている。重症患者だから給食だけでは栄養が不足だから、補食の必要がある。補食として四〇〇円認めてほしい。六〇〇円と四〇〇円をつけ加えて、一、五〇〇円差引いた五〇〇円に自己負担を減らしてほしいという訴えであった。このことは、生活保護法へ第八条（基準及び程度の原則）、保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要素の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で渡すことのできない不足分を補う程度において行うものとする。2前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、健康状態その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとするべくこの条文によつて、保護基準がきまつてくるので、朝日氏が一、〇〇〇円以上にしてほしいという申立をしたのは、法律的には、厚生大臣の六〇〇円という生活保護水準の決定自体を法律に違反するものとして是正してほしいという意味をもつてくる。

A 朝日側の主張・争点・証言

（1）生活保護法第八条で厚生大臣のきめた当時六〇〇円という保護基準自体が生活保護法の第八条二項、あるいは、第三条

(最低生活) この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。／＼第五条(この法律の解釈及び運用)前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつてこの法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない／＼などの条文に違反する。ひいては憲法第二十五条にも違反するものだと主張する。争点としては、憲法第二十五条にいう健康で文化的な最低限度の生活を現行の保護基準では充たしているかどうかといふことに絞られる。新井章氏は、この点を「憲法二十五条にかわって、国の政府の義務を具体的に法律的なものとし、これにもとづいて国や政府は国民の請求をこばむことができない」というのが生活保護法の趣旨である。……国民の一人一人が努力をしても、なおかつ、その水準に及び得ない、いわゆる要保護者の場合には、国が進んで、それらの人間にたいし、健康で文化的な生活の水準を保障しなければならない……その水準は、たんに生理的に死なない。つまり單に生存するということの水準ではなく、いろいろな内容をもつ文化的な生活の水準を示している。……その把握はかんたんなものではないが、科学的・合理的に生活内容をとらえることによって、かならず、その中の最低の水準が算定可能なのだと考える。年々の国の予算額とか政治的な努力のいかんによつて左右されるべきものではないことは当然である。……その国の国民生活をみとおすなかで、必ず結論づけられるもので……厚生大臣が六〇〇円あれば身の回りの被服にしろ、あるいは保健衛生費

にしろ、それらすべてがまかなわるといつよくな決定は、いかなる意味においても、今の時点においてのわが国の国民生活の文化的な最低の水準をみたすものということは到底言えない」といっている。

(2) 主張の第二点は、生活保護法の／＼第十二条(生活扶助)生活扶助は、困窮のため最低限の生活を維持するとのできない者に對して左に掲げる事項の範囲内において行われる。一、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの、二、移送、／＼生活保護の方法として、日々生活扶助を行わなければならない。生活保護は最低の水準を維持できない日常生活の需要をみたすため……いわば、要保護者の生活必需品費をまかなうために定められたもので、したがつて、厚生大臣が日用品費というような名前で呼んでいるのは、生活保護法という法律上では根拠がない。……もむしろ、法律は生活必需品費としての支給の義務を第十二条できめている。この点からいふと、画一的な国立療養所の給食ではまかないうことのできない、あるいは、重症患者の場合にはどうしてもまかないきれない栄養、あるいは嗜好の補食のための費用といふのは、いわば、生活の必需物資の費用であるといふふうに言わなくてはならない。原告朝日氏の場合には、現状の栄養給食では、病状は悪化するばかりであつて、どうしても、それを補うための最低月四〇〇円以上の現金がいる。だから、この意味でも朝日氏に対する月六〇〇円の決定は、生活保護法の第三条、第五条に違反するものである。補食費はおろか、療養生活に不可欠の品

朝日訴訟の争点

目も含まれていない六〇〇円の日用品費で、健康で文化的な最低限度の生活が維持できるのか、どうかが、争点となる。

(3) 主張の第三点—生活保護法へ第三十四条（医療扶助）医療扶助は、現物給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、金銭給付によって行うことができるゝと定められている。厚生省側のいうように日用品はあくまで日用品のための費用としてあるので、補食費といふような費目は包含されるべきではない。あるいは、国立療養所の入院患者は現場給付されるのだから、日用品費の増額分として要求するのは誤っているとしても、基本的に朝日氏の入院生活については、四〇〇円の補食費は不可欠の費用なのであるから、生活保護法第三十四条の金銭給付の規定を適用して補食費を出すべきであるという主張になる。まして、国立療養所の給食は、人員設備が不充分で、加えて、給食費が低いので、病氣を治すためには、どうしても栄養補給の補食が必要であるのに、その補食費を無視したのは違法である。（賃金と社会保障・NO.187・五一六頁）

C 証言について、第一審は現地公判をふくめて延べ十四回開

催、朝日側二〇名、厚生大臣側一〇名、書証も朝日側六五点、厚生大臣側一〇名で、量質ともに朝日側が圧倒していた。

木村禱八郎参議院議員の証言—渡辺良夫氏（原告代理）の予算編成の主旨に関する答弁として、木村氏は、「私は財政の方を専

門に研究して参ったんがありますが、私の見解によれば、財政といふものが政治政策というものの物質的裏づけなんです。憲法の精神を生かすその具体的方法というものは財政的な裏づけによつて生かされるわけで、憲法二五条ではこれを具体的に実施するためにはどうしたら良いかというためには、それは具体的には予算という裏づけに基いてこれを実行するよりほかないわけです。（朝日訴訟中央対策委員会・朝日訴訟証言録・一三七頁）「生活保護費についてみますと一般会計予算の占める比率は毎年減ってきているわけです。……昭和三〇年の三・五%から昭和三四四年には、二・九%にまで下ってきている。こういう点をみまして、こういう予算の組み方、つまり、我々の税金の使い方は、果して、憲法の精神に合つたものであるかどうか非常に私は疑問だと思うんですね」（同・証言録・一三八頁）、とくに防衛費との関連を鋭くつき、三一年度の予算編成の際、厚生省が養護児童の一日の食費を五七円六銭を六七円四二銭に引きあげたいと考えたときの処理の仕方を紹介している。当時の養護施設児童の食費は「野犬狩り」の飼育料とくらべられるようなひどいものであり、一〇円三六銭引上の予算総額は一億七六〇〇万円であった。ところが大蔵省は財源がないという名目で、それを削つて一〇円三六銭の要求を四円六二銭切り下げ、六一円六八銭とした。この結果、一億七、六〇〇万円の要求が七、七〇〇万円に減ってしまった。これでは、養護児童に果物をたべさせて、ビタミンCを補給できないと厚生省の養護課長が嘆いたというのである。当時の防衛計画で、ジエ

タ・機三〇〇機をつくる計画であった。一機一億六、〇〇〇万円である。木村氏は国会で、予算がないというが、ジェット機一機節約すれば、この養護児童のビタミンC補給はできるではないかと提案した。木村氏の立場からは、そのような防衛費を年々膨張する姿で計上することは、憲法九条との関係で憲法違反と考えるが、一步譲って、どうしても防衛費を計上しなければならないのなら、養護児童を救ってから、その予算を編成してから後に余裕があつたらやるべきだと証言している。(第十四回公判) (同証言録・一四二頁)

藤本武氏(労働科学研究所経済学研究室長)——「人間らしい生活をするために、どうしても必要な『最低生活費』と死なないための『生き残りの『最低生存費』』とがある。」「ういう二つのグランプに分れまちのうで、この上のほうの総がいわゆる最低健康、体裁、娛樂水準、つまり最低の健康を保持し、最低の体裁水準も保持し、愉悦も保持できる」という線と考えるべきじゃなかろうかと、それから下のほうは、これは一諸に協力しました医者の話でございますが、この四、〇〇〇円を下回りますと肉体的ならびに精神的に危機的な現象が生ずるといふように規定していくんじゃないかと一一わゆる一般通念から行きますと、上方の七、〇〇〇円が最低生活費で、下方の、四、〇〇〇円というのが最低生存費というような見方になるんじやないかというように結論致しました。(同証言録・一四八頁) この昭和二七年の二つの基準を昭和二年(朝日訴訟開始の年次)にひきなおしてみるとど

のくらいになるかという新井原告代理人の質問に対しても、藤本氏は、最低生活費は八、〇〇〇円と八、五〇〇円、最低生存費の方は四、五〇〇円ないし、それを若干上回る程度じゃないかと思つてゐると答弁している。(同証言録・一五〇頁) 堀江正規氏のこの部分に関連する要約では、最低生活費は労働者と労働者家族の社会的に平均的な、その意味で正常な再生産費、つまり労働力の価値を考慮した上で、生活費の最低限(むろん価値以下)、「最低生存費か」—労働力価値の低下しうる最下限、すなわち労働力が単なる肉体的な再生産として、萎縮した形態でしか維持されないような生活費の最下限、と規定する。さきの藤本証言の数字によると、労働者家族の平均的構成とみなされる夫婦と子ども二人(中学生男子一年と小学生女子一年)にひきなおすと、労研の算定した消費単位は $1.0 + 0.8 + 0.85 + 0.55 = 3.2$ であるから、最低生活費は $7,000\text{円} \times 3.2 = 22,400\text{円}$ 、最低生存費は $4,000\text{円} \times 3.2 = 12,800\text{円}$ となる。消費者物価指数(CPI)による補正では、一九六〇年、最低生活費二万六、九〇〇円、最低生存費一万五、五〇〇円となる。当時、標準五人世帯に対する生活扶助(一級地)月額一万一、九二〇円であったから、一人あたり一日九五円、一回の食費一八円というものであった。(日本の労働者階級・一九六三年三四一~三五頁参照) これは最低生存費を下廻るレベルであり、母の知能が高くても、子の知能が低くなるというような、健康で文化的な生活という香りはほとんどなく、ただ生存できるといった程度にすら達しない状況であった。

その他の主張についても、全国多くの国立療養所や国立病院、あるいは私立の病院といったところでの生活実態と統計をたんねんにあつめて裁判所に提出したことが、判決に実質的な影響を与えることになった。(新井章氏)

現地検証では、浅沼武裁判長が岡山療養所へ出張して、朝日氏をめぐる多くの人々に証言を求めた。給食、補食についての必要、患者の日常生活の生々しい苦しみの実態と、そのような生活をどうてい支ええない日用品費の内訳なども詳細に聴取されている。

B 厚生省側の主張と争点

厚生大臣側の主張は、朝日氏の主張を「こと」と否認するものである。すなわち(1)日用品費六〇〇円は品目、数量、価格とともによく考えて作られ、健康で文化的な最低生活を維持するに充分である。(2)国立療養所の給食費は、完全給食の水準を上廻り、なお、個別的にも十分な給食が行なわれているので、補食の必要は認められない。(3)生活扶助費である日用品費は補食のためにまで支給されるべきではない。補食は、病院給食の問題として解決さるべきである。却下した厚生大臣は正当であって、朝日茂の言い分は全く理由がない。と主張した。厚生大臣側の証人として出廷した尾崎重毅氏(厚生省社会局保護課長)は、新井章原告代理人人が、日用品の額の水準が、憲法二五条なり、生活保護法の趣旨を含ましているかどうかという質問に対し、「……憲法二五条の解釈は別にしまして、生活保護法では、健康で文化的といふ表現を使って

います。しかしその表現自体は、健康で文化的といふのは、非常に抽象的な表現でありますので、われわれが考へている最低生活費というものは、結局ある意味では相対的なものだということを間接的に決めているにすぎないんじゃないかというふうに考えます……これは結局どこに最低の線をひくかということは、これは、その当時の国民生活の実態を見てですね、その国民生活の実態と関連させて決めていかなければならぬ、……一面農村などに参りますと生活保護法の基準なんというものは少し高すぎるんじゃないかなと、あれ以下の線でししとして働いて生活保護なんか受けんでもやつておる人がたくさんおるんだというようなことで、現在の線の引き方に疑問を持つておられる方もいるということです……」という発言をしている。(同・証言録・四四頁—四五頁)さらに、最低生活基準と言うのは相対的なものだという発言に関する裁判官の質問に対しても、「予算一国の財政あるいは、国民経済そういうものとの関連についての答弁はきわめてあいまいになってしまっている。申請保護の原則についても「まあお互いこういう社会では、できるだけ自分で働いて自分の生活は自分でみるというのが原則だと、どうしても自分で働けなくなったら言つていらっしゃいと、まあそういう趣旨なんですね」と「権利」とか「不服申立」の設定をばぐらかすようなふざけた発言をしている。(同・証言録・五一頁)さらに、末高信氏(早稲田大学教授)、尾崎証言をさらに拡大する証言を行つた。国民の健康にして、文化的な最低生活といふものの線の引き方はむつかしい、その国の全

体の国民経済の生産力・所得水準・国民の生活感情といつたもののをおりこんでみなくてはならぬと前提して「個々の生活保護を受けておられる方々の個人としての生活感情あるいは、主観的な立場から言えばたりない」というふうにお考えになるかもしませんが私共、それで先程申しましたように、カロリー計算だとか、あるいは衣料についての制度基準たとえばシャツであるとか、下着類は年間一枚、二枚とか……そういうような一定の基準もって割り出されたものな、やはり私共ともいたしましては……やや日本人として恥じないところの健康で文化的な生活だと云ふうに考えているわけじゃござります。」いりで、教育扶助の充足性について補足し、「ひめて」日用品費の問題に入り（朝日氏の主張の根拠）それに対して「主觀的なお氣持、感情的なお氣持はいかかゝること」、國民として、客観的に見ますと、私は十分、まあ十分と云ふと並んで、肌着と云うようなところにパンツであるとか、ブローラスであるとか、補修の布、縫糸、タオルと云うようなものが、たりないながら頂戴していらっしゃるが（肌着2年による着（1着400円×1/2×1/12=16円66銭・ベッド（ブローラス）1年1枚120円×1/12=10円補修布四ヤールカナキン36時巾1ヤード130円×4×1/12=43円33銭縫糸、110円×10枚35円×3×1/12=8円75銭タオル年間1本1本70円×2×1/12=11円66銭…KOOの費用、数量の算出の一新一小値）私共があ日本のチベット人間われたる群衆の山岳地帯ではあるとか、あることは離島ですね、……

およそ着たきり雀ではなしで走り廻つて、いる子供というのが日本の児童の中のどれ位のペーセントですか、……肌着なんかはお母さんやお姉さんのお古を3年に一回ぐらいいただいて着る。日に焼けて汗で赤く煮しめたよくなものを着て走り廻つているというのが一般的の姿である」とのべ、さらに、数多くのショッキングな発言をした。「日本の國民のなかでちり紙でもつて用をたすという方がどの位あるか、ちり紙も使えないで、わらとかあるいはそのほかいろんなもので用をたしている階層が非常に多い」とか「日本の國民全体が歯みがきと歯ブラシを使つてゐるとは、私考えないんです」。新井原告代理人が、末高証言を追いつめで、「証人は、どうも質問に端的にお答えにならなくて、國民全体と避けられるように思うんですねが、……証人は、たとえば、入院患者の場合、六四〇円という生活費が支給されているケースについて、國家予算とどういふを一応除外して考えた場合、これで果して生活であるかどうか。どの程度の生活ができるか、証人がいわれる单に生存じゃなくて、将来回復し、社会復帰するところ」とをも前提とした、そういう生活ができるかどうか、といふことについてお同いした」という質問に対しても、「そのイエスかノーかで、答えるとどうなる、私は、であると答えます」と断言している。（同・証言集・六〇頁）渡辺良夫弁護士は、「満廷の失笑をかゝだ」と批評している。その外厚生省側の証人は、重症の結核患者に十分な栄養価が病院給食によつてまかなわれているそれ以上補食の必要がないと発言しておるながら反対尋問によ

つて、やはり、病気をなおしていくためには、補食は欠かすことはできないと本音をはかざるを得なかつたという結果となつた。大勢の氣の毒な生活保護患者のために、違法かもしれないが経費制度というのを運用して、六〇〇円以上のものを患者に与えざるを得なかつたという実情がかえつてあきらかになつた。

第一審判決 要旨

一、生活保護法は、憲法二十五条の規定する理念にもとづいて、國に國民の最低生活を具体的に保障する法律上の義務をおわしたものである。生活保護法第三条によれば同法によって保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。しかして第三条は、單なる訓示的、方針的な規定ではなく、具体的な効力規定である。

一、「健康で文化的」とは國民がかろうじて生物としての生存を維持できるという程度のものではなく、「人間に値する生存」あるいは「人間としての生活」といふ内容をもつものでなければならぬ。

一、最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことの一つは、現實の国内における最低所得層たとえば低賃金の日雇労働者、零細農漁業者等、いわゆるボーダーライン層に位する人びとが、現實に維持している生活水準を、直ちに生活保護法の保障する「健康で文化的な生活水準」に当ると解してはならない、といふことである。

一、この層に属している人びとは証人末高信の証言によれば相

当數におよび、その多くは最低所得で労働に從事し、何年に一枚の肌着で安んじ、はだしで走りまわり、歯みがき歯ブラシも使わず、用を便するにも紙をもつてし得ないというような状態をつづけながらも、なお一応の健康を維持して生活しているというのであるが、健全な社会通念からいえば、これらの生活が果して健康で、文化的な最低限度の水準に達しているかどうかは、はなはだ疑わしいといわねばならない。また最低限度の水準は決して予算の有無によつて決められるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである。

一、日用品費の費目を詳細に検討してみると入院入所中の患者にとり、現實に必要不可欠なものとして多くの患者が要求するものは、修養娯楽費、ペン、インク、ノート、男性の場合はクン、カミソリ、クリーム、メンソレ等がある。これらのうちとくに修養娯楽費についていうならば、療養の効果的な治療に患者の精神的、心理的因素が重大な関係を有することは周知の事実であり、特に長期にわたって、療養をつづける患者にとっては宗教書その他的精神的修養に関する書物を読んだり、文化的なサークル活動に参加したり、適切な娯楽を得ることによって单调な長期療養生活に耐えるための精神的支柱を見い出すことが必要であるといふことができる。

本件保護基準が右費目を全く考慮にいれていないのは不当である。

とって摂取不能のものであつては何にもならない。給食を患者にとって摂取しやすくするためには、感じのよい食器を使用したり、温食給食を確保したり、盛付を美しくしたりするなどいろいろな考慮が必要であるが、なかでも最も重要なことはすべてのあるいは大多数の患者が少くとも治療に必要な最少限度の栄養量を摂取できるよう十分な配慮をすることであろう。

ところで保護は要保護の年齢別、性別、健康状態などその個人の実際の必要を考慮して、有効かつ適切に行わなければならることは前述のとおりであるが、本件の場合補食は原告の健康の維持治療の促進のために必要不可欠である日用品費として補食費を全く考慮しなかつたのであるからこの点において生活保護法に違反することは明らかである。(朝日訴訟勝利のために・101—1頁引用)

東京地方裁判所第一審

裁判長裁判官 浅沼 武

この判決自体の意義のもつ歴史的な位置、その判決の波及は実際に重要な意味をもつ、一とくに憲法二五条について小川政亮氏によれば「國に立法の方針を与える单なるプログラム規定」にすぎないとして、個々の無産人民が本条によせる切実な願いとイメージを無慈悲につぶされ、いたずらに幻滅感を与えてきた「國が生存権の実現に努力すべき責務に違反して生存権の現に障害となるような行為をするときは、かかる行為は無効と解しなければならない。」「保護請求権の賦与の確認」など、生存権条項に実効的意義をみいだすという基本的視点を明らかにした。さらにこの判決

を可能としたのは、朝日氏が困難な状況のなかで、憲法と生活保護法をよりどころとして「人間らしく生きる権利」のための闘いを敢然と起し、日本患者同盟、全国生活と健康を守る会連絡会、全日本自由労働組合、社会保障推進協議会、総評などの組織的支援のもとに研究者、医療従事者の協力によって、低い生活保護基準による療養生活の非人間的な実感を丹念緻密に訴訟過程の中で明らかにし、それがいかに憲法と生活保護法にいう生存権保障のイメージに遠いものであるかをアピールするという方針で訴訟が進められた。裁判官の側も、憲法と生活保護法にいう生存権や保護請求権は具体的に実現されねばならないとする熱意と確信にからぬかれて、生存権条項を具体的な生活関係の中に定着しようとするとする態度を貫徹することができたものと考えられる。と適切に指摘している。(社会保障の権利定着化の問題・七六一七八頁)

浅沼判決に對しては、三大紙といわれる。朝日、毎日、読売など各紙ひろって、社説において判決を支持し、政府の生活保護行政に反省を求める社説などをかけた。憲法のころをまもりぬいた朝日氏と眞実をとらえた裁判に對する率直で当然な国民の声であり、争点は圧倒的な比重において朝日氏の論拠が支持されることになった。

IV 朝日訴訟第一審の問題

この判決に対しても、厚生省は、一九六五年十一月一日に「第一審」の判決に不満であるとして、東京高等裁判所に控訴するに至

朝日訴訟の争点

り、現在なお、訴訟は進行中である。以下に、浅沼判決に対する厚生省の準備書面と、それに対する朝日氏の側からの準備書面によつて、争点をさらに整理しなければならないが、第二審は控訴人が厚生大臣、被控訴人が朝日氏である。そして、裁かれるのは、相變らず、政府の法定代理人、つまり厚生大臣であつて基本的な争点としては何ら変わったわけではないと考えられる。

註 一九六三年十一月四日、朝日訴訟の控訴審の判決があつた。
こゝでは國（厚生省）が勝訴となり、朝日側の主張をしりぞけた。資料(一)として控訴審をめぐる諸問題をあつかいたい。